

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>城東警察署 警察本部 総務部 施設課</p>	<p>「公有財産事務の手引き」第3章第2節第2の1の(3)の②によれば、撤去、移動が可能なものは物品とするとされている。 遺体保冷庫については、本来、備品出納簿に記載すべきものであるが、建物と一括の工事で取得したことから公有財産（衛生設備）として、公有財産に登録されていた。</p>	<p>本件については、他にも同様の事例がないか確認し、速やかに登録内容を修正するとともに、今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】（抜粋） 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 公有財産台帳への登載については、公有財産台帳等管理システムへの入力をもって行う。</p> <p>1 台帳への登録 (3)留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物に設置したアンテナ、国旗掲揚柱等で、建物に付着し建物自体の効用を増加させるもの。（撤去、移動が可能なものは物品とする。）</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>	<p>本件と同様の案件については、調査の結果、城東警察署以外に4署あったが、平成30年4月6日に公有財産台帳等管理システムの修正及び備品出納簿への登載がすべて完了した。 今後は、適正に事務処理を行うこととする。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年1月25日）

大阪府監査委員告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年6月29日

監査の結果に基づき講じた措置
別紙のとおり